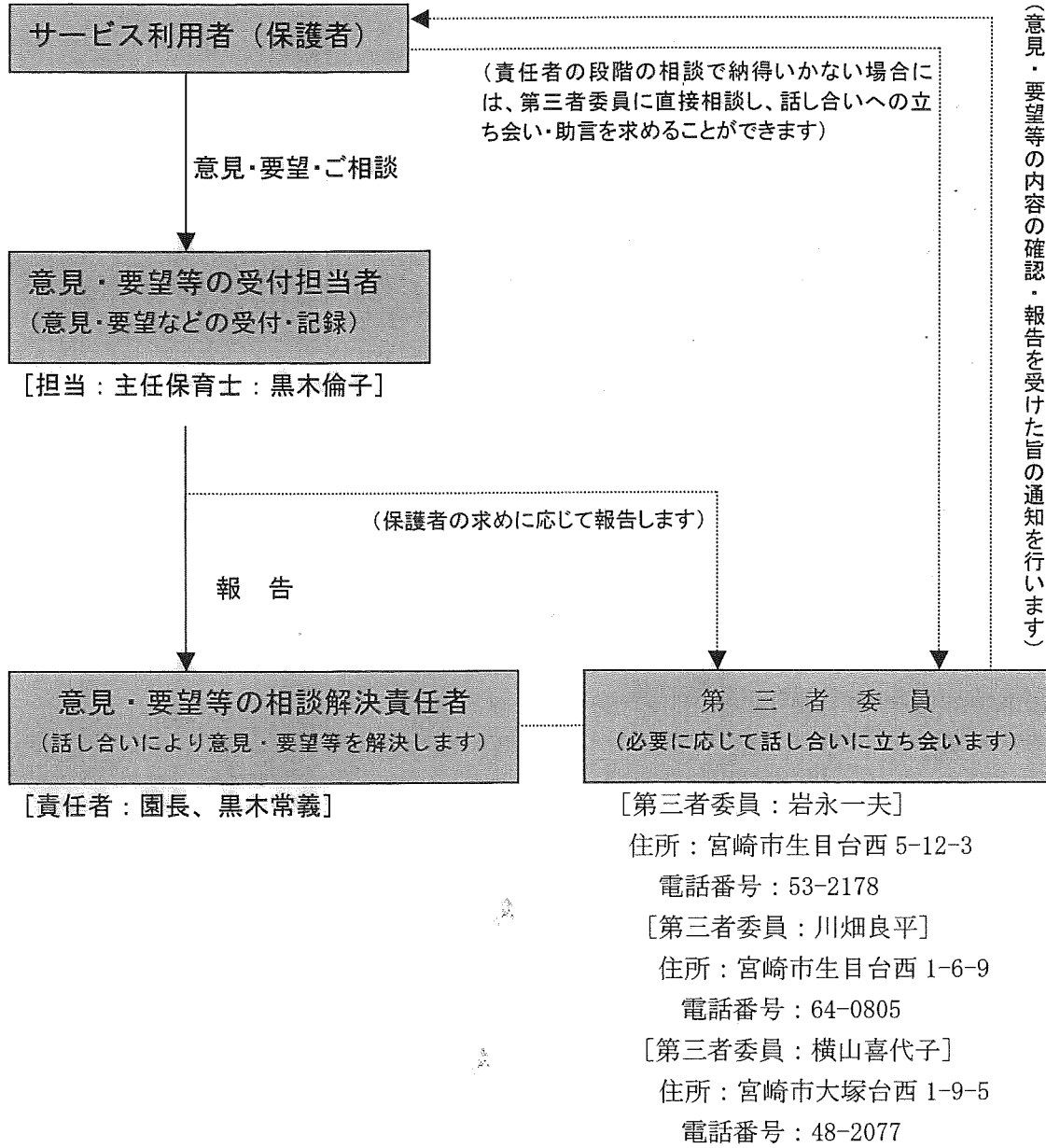


[壁などに掲示]

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 新緑福祉会
生目台みどり保育園、アリス子どもの家



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。
※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、宮崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 Tel22-3145 に申し立てることもできます。

ご意見・苦情解決のしくみ

社会福祉法人 新緑福祉会

生目台みどり保育園&アリス子どもの家

社会福祉法第82条の規定により、本法人&保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本保育所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を次により設置し、苦情解決に努めます。

1. 苦情解決責任者 黒木常義 (園長)
2. 苦情受付担当者 黒木倫子 (主任保育士)
3. 第三者委員 (1) 岩永一夫 [連絡先: 宮崎市生目台西 5-12-3 Tel153-2178]
(2) 川畑良平 [連絡先: 宮崎市生目台西 1-6-9、Tel64-0805]
(3) 横山喜代子 [連絡先: 宮崎市大塚台西 1-9-5 Tel48-2077]
4. 苦情解決の方法 (1) 苦情の受付: 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
(2) 苦情受付の報告・確認: 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員 (苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く) に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
(3) 苦情解決のための話し合い: 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。
ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介: 本事業者で解決できない苦情は、宮崎県社会福祉協議会 (Tel 22-3145) に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

当 規程は平成 19 年 10 月 1 日付け実施します。

役員名簿 (社会福祉法人 新緑福祉会)

平成21年4月1日現在

役職	氏名	備考
理事長	黒木常義	
理事	黒木倫子	
理事	吉松正雄	
理事	川邊啓一	
理事	松尾敏基	
理事	井野佐士夫	
監事	横山喜代子	
監事	川越美和	
苦情解決の 第三者委員	岩永一夫	
苦情解決の 第三者委員	川畑良平	
苦情解決の 第三者委員	横山喜代子	監事兼務